国営宮川用水土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営宮川用水土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年７月８日

農林水産大臣　森山　　**裕**

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営宮川用水土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し

２　縦覧期間

平成28年７月11日から平成28年８月８日まで

３　縦覧場所

三重県伊勢市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町及び度会郡玉城町各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年７月８日

北陸地方整備局長　中神　陽一

１　処分をした年月日　平成28年６月13日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤田金属株式会社　今井　幹文　新潟県新潟市中央区八千代１－７－20　国土交通大臣許可（般・特－27）第23732号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可及び建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年５月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

マンション管理業者の登録の取消処分の公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第83条第１号の規定による処分をしたので、同法第84条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年７月８日

四国地方整備局長　名波　義昭

１　処分をした年月日　平成28年７月８日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、登録番号及び登録年月日　有限会社アイリス管理センター　平井　繁次　愛媛県松山市道後喜多町８－８　国土交通大臣（03）第082003号　平成24年９月19日

３　処分内容　有限会社アイリス管理センターについて、マンション管理業者の国土交通大臣登録の取消し

４　適用条項　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第83条第１号（同法第47条第８号に該当する。）

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第７０４１号

福島県田村市船引町船引字大日坊10番地１　たむら法律事務所

申立人　橋本　隆亮

本籍福島県郡山市田村町御代田字徳定前５番地１、最後の住所福島県郡山市田村町御代田字徳定前５番地の１、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日平成27年５月１日頃から10日頃までの間、出生の場所福島県郡山市、出生年月日昭和34年９月10日、職業無職

被相続人　亡　小澤みどり

催告期間満了日　平成29年２月28日

福島家庭裁判所郡山支部

平成２８年（家）第１４３８号

埼玉県東松山市箭弓町２－13－６榎本ビル２階　山下法律事務所

申立人　山下三佐子

本籍埼玉県行田市長野１丁目3538番地、最後の住所埼玉県比企郡嵐山町大字古里1848番地１、死亡の場所埼玉県深谷市、死亡年月日平成27年11月11日、出生の場所東京府北豊島郡尾久町、出生年月日昭和４年９月17日、職業無職

被相続人　亡　木村　和夫

催告期間満了日　平成29年２月１日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

平成２８年（家）第４４５号

千葉県千葉市中央区新宿２－２－９ひぐらしビル201　今井法律事務所

申立人　今井　一雄

本籍千葉県夷隅郡大多喜町市川225番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日平成13年３月17日、出生の場所本籍と同じ、出生年月日昭和30年３月１日、職業不詳

被相続人　亡　野口　三衛

催告期間満了日　平成29年２月３日

千葉家庭裁判所一宮支部

平成２８年（家）第５０５号

千葉県佐倉市栄町19番地５　京成サンコーポ佐倉405号　湯川法律事務所

申立人　湯川　芳朗

本籍千葉県銚子市親田町607番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所千葉県銚子市、死亡年月日平成23年２月６日頃、出生の場所死亡の場所と同じ、出生年月日昭和31年10月９日、職業アルバイト

被相続人　亡　飯村　信二

催告期間満了日　平成29年１月27日

千葉家庭裁判所八日市場支部

平成２８年（家）第３０１１８号

千葉市中央区中央３丁目18番３号　千葉中央ビル４階　法律事務所シリウス

申立人　菅野　　亮

本籍富山県高岡市あわら町97番地、最後の住所千葉県市川市東菅野３丁目31番15号（川口荘10号）、死亡の場所茨城県竜ケ崎市、死亡年月日平成27年９月９日、出生の場所富山県西砺波郡是戸村、出生年月日昭和21年７月22日、職業無職

被相続人　亡　亀井　惠子

催告期間満了日　平成29年１月31日

千葉家庭裁判所市川出張所

平成２８年（家）第２０１２３号

静岡県浜松市中区板屋町507番地　清水ビル302　浜松法律事務所

申立人　外山　弘宰

本籍静岡県浜松市白洲町280番地２、最後の住所静岡県浜松市白洲町280番地の２、死亡の場所静岡県浜松市、死亡年月日推定平成18年６月１日、出生の場所静岡県浜名郡北庄内村、出生年月日昭和20年６月５日、職業不明

被相続人　亡　伊藤　碩光

催告期間満了日　平成29年１月27日

静岡家庭裁判所浜松支部

平成２８年（家）第１０２５号

大阪府守口市大枝南町10番14―501号

申立人　藤原　高子

本籍三重県桑名市寿町１丁目21番地１、最後の住所三重県桑名市大字江場８番地東新町市営住宅１棟217号、死亡の場所三重県桑名市、死亡年月日平成23年９月13日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和16年９月２日、職業無職

被相続人　亡　布袋　祥江

催告期間満了日　平成29年１月24日

津家庭裁判所四日市支部

平成２８年（家）第７０６１３号

大阪市中央区道修町１－６－７　北浜ＭＩＤビル９階

申立人　宇都宮一志

本籍大阪府枚方市岡山手町523番地、最後の住所大阪府枚方市楠葉並木１丁目12番35号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日平成27年７月12日、出生の場所京都府京都市伏見区、出生年月日昭和５年４月９日、職業無職

被相続人　亡　早水みゆき

催告期間満了日　平成29年１月24日

大阪家庭裁判所